

キャンプディレクター  
キャンプインストラクター の制度化を受けた「協会専用の補償制度」です。



2022年度 公益社団法人 日本キャンプ協会

# キャンプ保険

賠償責任危険担保特約セット  
(国内旅行傷害保険)<sup>(\*)</sup>

(\*) 国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約等をセットすることができます(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります)。  
引受保険会社：東京海上日動火災保険(株)

**重要**

この保険は公益社団法人 日本キャンプ協会会員以外の方はご利用できません。

2022年4月1日からの実施事業より、ご契約金額・保険料が改定されております。振込時、裏面の「ご契約金額とお支払いいただく保険料」をご確認ください。

## キャンプの必携品!!

キャンプ指導者のみなさまが、安心してキャンプ・野外活動を企画・指導できるよう、ご加入いただいた参加者全員とキャンプ指導者のキャンプ中のさまざまな事故を補償します。

## 包括契約だから手続きは簡単!!

添付の「(郵便局) 払込取扱票」に必要事項を記入して、郵便局に保険料を払込むだけで全ての手続きは終了です。(保険料は、キャンプ参加実費と同時に参加者から徴収してください)

## その他の特徴

不幸にもキャンプ・野外活動中のケガが原因で学童や生徒といった若年層が後遺障害を負った場合、一生涯の経済負担は莫大となります。そこでキャンプ保険では、主要参加層である学童・生徒に厚い補償を提供します。キャンプ管理下のみやキャンプ施設(敷地)内のみを補償するような保険とは異なり、参加者・指導者が自宅を出た時から、帰宅するまでの一連の行程を補償します。(往路・復路においてキャンプ目的以外のいわゆる「寄り道」がある場合は、その間はお支払の対象外となる場合があります)

## 万が一のケガにも 保険会社と連携してスムーズな処理!!

キャンプ保険に加入した参加者・指導者が、キャンプ・野外活動中にケガをして保険金の請求が必要となった場合には、(公社)日本キャンプ協会キャンプ保険事務局と、引受保険会社(東京海上日動)が連携して加入者(キャンプ参加者)と直接手続を進めますので、指導者のみなさまの手間はかかりません。(ただし、指導者というお立場上、参加者や保護者のために、キャンプ保険事務局への事故報告だけは指導者が進んで行われることをお勧めします)

## 加入手続きのご案内

1

保険料  
(3泊4日の場合589円)  
を集めてください

2

別紙の  
「(郵便局) 払込取扱票」  
をご記入ください

3

保険料を添えて最寄りの  
ゆうちょ銀行または郵便局  
からお振込みください

以上で全ての  
お手続きは完了です

注意

- ① 3歳未満は加入できません。
- ② キャンプ開始の1週間前までに全ての手続を完了させてください。直前ですと保険が適用されない場合があります。
- ③ キャンプ指導者ご自身の保険料もお忘れなく。(3泊4日の場合であれば、<参加者数+指導者数>×589円となります)
- ④ 複数のキャンプ指導者がいる場合には、代表して1名がとりまとめてください。



● 手続きに関するお問い合わせや事故が起きた際のご相談は、下記までご連絡ください。

(公社) 日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局

〒167-0032 東京都杉並区天沼3-2-2 山和狹窪ビル205A (株式会社ゆいわーく内)

Tel.03-5347-9565 Fax.03-6915-1131

● 夜間などの緊急事故対応については以下のフリーダイヤルをご利用ください。

東京海上日動安心110番

(事故受付センター) 0120-119-110

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

受付時間：24時間365日

# 補償内容

## (1) キャンプ・野外活動中の傷害 (死亡・後遺障害保険金、入院保険金・手術保険金、通院保険金)

キャンプ場へ  
往復時のケガ



キャンプ・野外活動中  
のケガ



キャンプ・野外活動中、または  
途上の交通事故によるケガ  
(乗車中、歩行中とも)



## (2) キャンプ・野外活動中の賠償責任

キャンプ・野外活動中  
誤って他人にケガをさせた・  
他人のモノを壊した



自動車運転中の  
事故による  
被害者への賠償



**注意** お支払いできない場合 (賠償責任のみ)

預かり品の破損による  
持ち主への賠償



## 保険期間

キャンプ・野外活動開始日 (自宅を出た時) から終了日 (帰宅した時) まで

## ご契約金額とお支払いいただく保険料

- 注1. 手術保険金は、入院保険金日額の10倍 (入院中の手術) または5倍 (入院中以外の手術) の額をお支払いします。
2. 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合や、お支払いする保険金などについては、下表をご参照ください。
3. この保険契約は、事前にご加入いただいた全ての参加者・指導者を保険の対象となる方とし、(公社)日本キャンプ協会を保険契約者とする包括契約です。契約内容変更に関する請求権、保険契約を解約する権利等は、原則として、(公社)日本キャンプ協会が有します。

	ご契約金額 (保険金額)
死亡・後遺障害保険金額	1,000万円
入院保険金日額	4,200円/日
通院保険金日額	4,200円/日
賠償責任保険金限度額/1事故	1億円 (免責金額0円)

保険期間・お支払いいただく保険料 (ひとり当たり)		
2日まで (1泊2日)	4日まで (3泊4日)	7日まで (6泊7日)
489円	589円	693円

※8日以上の場合は個別にご相談ください。

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社はその影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (事故によりたまたま死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ (その方が受け取るべき金額部分) ●けんかや自発行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心臓失失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置 (保険金が支払われるケガを治療する場合は除きます。) によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事または暴動によるケガ ●核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ホブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭載等の危険な運動中のケガ (特別危険担保特約を付し、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金をお支払いの対象となります。)
後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が生じた場合 *1 治療への対象が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間 (保険のご契約期間) を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●自動車等の乗用車を用いた競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●おうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの 等
入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合	入院保険金日額に入院*3した日数 (実日数) を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日 (支払対象日数) を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「入院日数」は、180日 (支払対象日数) を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	●「戦争危険等無償に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病歴または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けた場合 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ② 先進医療*5に該当する所定の手術 *5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価医療のうちの、厚生労働大臣が定める先進医療 (先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り) をいいます (詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっていない療養は先進医療とはみなされません (保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ① 入院中に手術*4 10倍 ② 上記以外の手術*4 5倍 ※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限り、10倍となります。	
通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合 *6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けたことをいいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのもは含みません。 *7 キブス、キブスシーネ、キブスジャー、副子、シーネ固定、削り固定器、PTBキャスト、PTBプレスおよび三内式シーネをいいます。	通院保険金日額に通院*6した日数 (実日数) を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日 (支払対象日数) を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「通院日数」は、90日 (支払限度日数) を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等*7を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ※入院保険金が支払われるべき期間中に通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	
賠償責任保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物 (宿泊施設の客室・客室内動産 (客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)) を含みます。)) を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要で有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※国内での事故 (訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)) に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	

- \*2 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。
- \*3 自宅等での治療\*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- \*4 6親類の血縁、配偶者\*10または3親等内の血縁をいいます。
- \*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます (以下の要件すべてを満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。)
- ① 婚姻意思\*11を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること

### ご加入の際のご注意

- ご加入の際には、払込取扱票 (兼加入依頼書) の記入事項に間違いがないか十分に確認してください。記入事項が事実と相違している場合には、保険契約を解除し (この場合、お支払いいただいた保険料も返還できません。)、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金受取人: 死亡保険金受取人は原則として法定相続人となります。
- 保険契約の無効: 次の事実があるときは、保険契約は無効となります。
- 加入に関し、指導者、参加者 (保険の対象となる方) または保険金を受け取るべき者 (これらの者の代理人を含みます。)) に詐欺的行為があったとき。
  - 加入時に指導者、参加者 (保険の対象となる方) または保険金を受け取るべき者 (これらの者の代理人を含みます。)) が既に事故またはその原因が発生したことを知っていたとき。
- 保険料領収時に生じた事故: 保険料を (公社)日本キャンプ協会が領収する以前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### 補償の重複について

- 賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同一の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の可否をご検討ください。\*2
- \*1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
- \*2 1契約のみでセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### もし事故が起きたときは

- 事故の通知: 事故の日時、場所、被害者名、事故状況などを30日以内に (公社)日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局または東京海上日動にご通知ください。
- 賠償責任の場合: 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ東京海上日動にご相談ください。なお、国内での事故 (訴訟が国外の裁判所に提起された場合等) を除き、これに限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。ただし、相手方が東京海上日動と直接折衝することに同意しない場合や、保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には示談交渉できません。

東京海上日動の代理店は、東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の事務管理業務などの代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接契約されたものとなります。

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社  
 (お問い合わせ先) (担当支店) 東京新都市支店 営業チーム TEL 03-3375-8258  
 取扱い代理店: 株式会社ゆいわく TEL 03-5347-9565

このチラシは国内旅行傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

必要に応じて、このページをコピーまたは転載し、キャンプ保険の概要として参加者 (加入者) へお知らせください。

この保険は公益社団法人 日本キャンプ協会会員以外の方はご利用できません。

この書類はキャンプ・野外活動の企画・指導の都度、必要となる書類です。大切に保管してください。

ステップ 1

## 加入方法の確認

裏面の「注意事項」と「よくあるご質問」をまずご一読ください。

ステップ 2

## 「払込取扱票（兼 加入依頼書）」の記入

下記記入例を参考に漏れなくご記入ください。

ステップ 3

## 郵便局へ払込み

保険料を添えてゆうちょ銀行または郵便局へ（払込手数料は不要です。）  
払込後の半券（受領証）が領収書となります。大切に保管ください。

### ひとり当たり保険料

保険期間		
2日(1泊2日)まで	4日(3泊4日)まで	7日(6泊7日)まで
489円	589円	693円

※8日以上の場合は個別にご照会ください。

- ① 指導者（複数の場合はその代表者）ご自身の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入
- ② 参加者（指導者が複数の場合には代表者以外の指導者を含む）の氏名（フルネーム）・性別・年齢を記入
- ③ 企画するキャンプ・野外活動名を記入（略称・通称で可）
- ④ 期間（出発日と帰宅日）を記入（日帰りの場合は同一日付を記入）
- ⑤ 他の保険契約等（この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことで、その契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。）がある場合は○をし、右記に具体的な内容（保険会社・共済会社、保険種類、満期日、保険金額）をご記入ください。

02	東京	払込取扱票		通常払込料金 加入者負担
口座記号		口座番号(右詰めで記入)		金 千 百 十 万 千 百 十 円
0 0 1 6 0 4		1 1 8 0 6 8		額 6 4 7 9
日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局		料 金		備 考
* キャンプ保険 (国内旅行傷害保険) 加入依頼書・被保険者明細書 (私は、裏面の「ご加入に際して」を確認し、契約者である公益社団法人日本キャンプ協会に対して加入を依頼します。)		* 払込人住所氏名 (郵便番号)		振替払込請求書兼受領証
日本一朗 男 日本花子 女		151-0052 渋谷区代々木 神園町3-1 キャンプ太郎		
代表者の資格No.		氏名		加入者名
○		○		日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局
★他の保険契約等 (249) (あり)		★旅行中に従事する職業職務		金 千 百 十 万 千 百 十 円
○		○		額 6 4 7 9
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (私製承認東第35665号)		これより下部には何も記入しないでください。		払込人住所氏名
				151-0052 渋谷区代々木神園町3-1 キャンプ太郎
				日 附 印
				料 金
				備 考

⑤ 払込む保険料を記入  
②の参加者数+1名(①の指導者)分の保険料を記入します。  
記入例では、参加者が10名ですので、(10名+1名)×589円=6,479円となります。(3泊4日の場合)

**ご注意**  
参加者が16名以上となる場合はFAXにて名簿を送付ください。  
1事業(キャンプ)1回の振込でお願いします。追加が生じた場合はQ5を参照

キャンプ保険事務局 (ゆいわーく内)  
TEL 03-5347-9565  
FAX 03-6915-1131

※ご家族で参加される場合でも、各人毎に記入(加入)が必要です。また3才未満は加入できません。

★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

**[注意]** 加入後の追加分はこの加入手続書類を使用できません。裏面のよくあるご質問Q5をご参照ください。

(ここから切り離してゆうちょ銀行または郵便局へお出ください)

02	東京	払込取扱票		通常払込料金 加入者負担
口座記号		口座番号(右詰めで記入)		金 千 百 十 万 千 百 十 円
0 0 1 6 0 4		1 1 8 0 6 8		額
日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局		料 金		備 考
* キャンプ保険 (国内旅行傷害保険) 加入依頼書・被保険者明細書 (私は、裏面の「ご加入に際して」を確認し、契約者である公益社団法人日本キャンプ協会に対して加入を依頼します。)		* 払込人住所氏名 (郵便番号)		振替払込請求書兼受領証
日本一朗 男 日本花子 女		151-0052 渋谷区代々木 神園町3-1 キャンプ太郎		
代表者の資格No.		氏名		加入者名
○		○		日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局
★他の保険契約等 (249) (あり)		★旅行中に従事する職業職務		金 千 百 十 万 千 百 十 円
○		○		額 6 4 7 9
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (私製承認東第35665号)		これより下部には何も記入しないでください。		払込人住所氏名
				151-0052 渋谷区代々木神園町3-1 キャンプ太郎
				日 附 印
				料 金
				備 考

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

切り離す前に  
もう一度ご確認ください

◎ご加入時の確認事項  
私は、被保険者全員が、事故発生の際に保険契約等や保険金等の請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意し、重要事項説明書および個人情報の取扱いに記載の内容を了解していることを確認の上、同意いたします。また、加入依頼書および重要事項説明書により契約内容が意向に沿ったものであることを確認しました。

この受領証は、大切に保管してください。

## 加入に際しての注意事項

※加入手続の際、ご注意願いたい事項は下記の3点です。

### ① ゆうちょ銀行または郵便局への払込みは、キャンプ開始の遅くとも1週間前までには終了してください。

郵便局への入金キャンプ保険事務局が確認できるまでに、3日程度を要します。また入金額の不一致や一部不明点などが生じた際、キャンプ保険事務局からお問い合わせする場合があります。キャンプ開始までにすべての確認を完了出来ない、円滑な保険金の支払に支障を来したり、最悪の場合保険加入自体が無効となってしまうことがありますので、呉々も早めのお手続をお願いします。

### ② キャンプ指導者ご自身の保険料もお忘れなく。

キャンプ指導者については、払込人欄への氏名記入により、自動的に加入となります。従いまして、郵便局へ払込む保険料には、参加者から集めた保険料に、キャンプ指導者分の保険料を加えてください。（例：3泊4日以内のキャンプであれば、＜参加者数+1＞×589円が払込み額となります）

### ③ 複数のキャンプ指導者が主催する場合には、指導者のうち1名が代表して払込人欄へご記入ください。

それ以外の指導者は、参加者欄にご記入ください。

## よくあるご質問

### Q1. もしも事故が起きた場合にはどうすればいいの？

A. キャンプ保険事務局へご一報ください。専用の事故報告書を、指導者またはケガをされた参加者へお送りします。これに必要な事項をご記入頂き、引受保険会社の送付先へ郵送すれば、この後の処理は保険会社が行います。

### Q2. キャンプ指導者が事故の手続きで煩わされることはないの？

A. 大丈夫です。通常、キャンプ中の事故であれば指導者が承知されている筈ですから、Q1. の通り事故のご一報だけをお願いします（参加者やその保護者との関係上、その方が良いと思われます）、それ以降の手続き（保険金請求書類や医師診断書の取付、保険金支払先の確認など）は、全てキャンプ保険事務局と引受保険会社が加入者（参加者）と直接行いますので、指導者に無用のお手間は一切取らせません。

### Q3. 荒天でキャンプ活動が中止になった。保険料は戻ると？

A. 戻ります。中止を決定したらすぐに（遅くともキャンプ開始前日まで）、キャンプ保険事務局までご連絡ください。夜間や祝祭日などキャンプ保険事務局と連絡が取れない場合には、FAXで指導者名とキャンプ名・連絡先をお知らせください。振込手数料を差し引き保険料をご返却します。なお、キャンプ開始当日までに中止のご連絡を頂けない場合、保険は有効と見なされ、保険料はお返しできなくなりますのでご注意ください。

### Q4. キャンプ保険に加入後、急に欠席となる参加者が出た。どうしたらいい？

A. たいへん申し訳ありませんが、一部の不参加者分だけの保険料の返却はご容赦願います。指導者からの払込手数料などを、キャンプ協会が全て負担して低廉な制度をご提供している関係で、数名分のみ僅少な返金処理コストは制度運営上困難であるため、ご了承ください。

### Q5. 加入後に一部の参加者が追加となる場合や入れ替わる場合は、どうなるの？

A. 加入後に参加者の変更が生じた場合、キャンプ前日まで変更を受け付けております。Q3. と同様にキャンプ保険事務局までご一報ください。その際は、必ず変更・追加があった参加者氏名を同時にご連絡願います。万が一キャンプ当日までにご連絡頂けない場合、加入当初の参加者名簿を基に保険を発効し、変更・追加はお受けできなくなりますのでご注意ください。また、保険料が追加となる場合は、払込手数料は指導者の負担となりますのでご了承ください。

### Q6. 「払込取扱票」が不足した場合は？

A. キャンプ保険事務局へお申し出ください。必要数分を郵送します。またお急ぎの場合は、郵便局備付けの赤い「払込取扱票」をご利用頂き、以下の内容で払込み願います。

- ・口座番号：00160-4-118068
- ・加入者名：日本キャンプ協会 キャンプ保険事務局
- ・通信欄への記入内容は、このチラシの記入例をご参照ください。

#### （ご注意）

この用紙は、機械で処理しますので、口座記号番号及び金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付ATMでもご利用いただけます。

この払込書をゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証等を必ずお受け取りください。

ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおとこと、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

3万円以上  
貼付

印

#### 【ご加入に際して】

私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。

①私または被保険者欄記載の者が契約者である企業または団体の構成員であること ②重要事項説明書の内容 ③重要事項説明書添付の「ご契約内容確認事項」の内容 ④下記の「個人情報の取扱い」の内容

#### 個人情報の取扱い

●弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、弊社ホームページ

(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には使いません。

この場所には、何も記載しないでください。